

公取企第96号
20210907中庁第2号
令和3年10月1日

事業者団体 代表者 殿

公正取引委員会事務総長
(公印省略)

中小企業庁長官
(公印省略)

下請取引適正化推進月間の実施について

貴団体におかれましては、平素から、下請取引の適正化及び下請中小企業の振興に多大なる御尽力を頂き、感謝いたしております。

公正取引委員会及び中小企業庁では、従来、下請取引の一層の適正化を推進するため、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）の効果的な運用等に努めているところであり、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に行っております。

（なお、取引適正化に関連して「価格交渉促進月間」を9月に実施しましたが、これは、「下請取引適正化推進月間」の取組のうち、親事業者・下請事業者間の「価格交渉」の促進に関連する事業などを前倒し、集中的に実施したという位置づけになります。また、公正取引委員会では、「価格交渉促進月間」における活動の一環として、令和3年9月8日に「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を公表しております。）

本年度においても、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課及び各地方事務所等並びに中小企業庁事業環境部取引課及び各経済産業局等において、それぞれ下請取引適正化推進講習会の実施等により、下請法の普及・啓発を行うことといたしました。下請事業者を含む事業者等への本事業の広報等について御協力方よろしくお願い申し上げます。



令和3年度「下請取引適正化推進月間」の実施について (実施方針)

中 小 企 業 庁

中小企業庁及び公正取引委員会は、下請取引の適正化について、従来、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の迅速かつ効果的な運用、違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、その推進を図ってきている。

特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発事業を集中的に行うこととしており、本年度の下請取引適正化推進月間においては下記の内容を実施する。

記

1 下請取引適正化推進講習会等の実施

全国の下請取引を行う事業者を対象に、下請法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底するために下請取引適正化推進講習会等を開催する。

（中小企業庁は適正取引支援サイト（<https://tekitorisupport.go.jp/>）を通じ、オンラインにより講習会を実施する。）。

2 各種媒体による広報

経済産業省（中小企業庁）及び公正取引委員会からのニュースリリースやHPでの公表内容をソースとした新聞、雑誌、インターネット及び機関誌（都道府県、業界団体等）等での記事掲載を通じ、全国的に下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。

(問い合わせ先)

中小企業庁事業環境部取引課

電話 03(3501)1732 (直通)

最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に向けた 「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」

令和3年9月8日
(令和3年10月1日改定)
公正取引委員会

- 令和3年8月、「中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」における「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」において、最低賃金の改定を含む労務費や原材料費等の上昇などが下請価格に適切に反映されることを促すべく、**本年9月の「価格交渉促進月間」の実施に当たって、関係省庁間で連携して取り組んでいくこととされた。**
- 公正取引委員会は、最低賃金の引上げ等に伴い、買いたたき、減額、支払遅延などといった中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないよう、取引の公正化を一層推進するため、「**価格交渉促進月間**」における**活動の一環として、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」**を取りまとめ、以下のとおり対策の強化を進める。

<p>① 下請法等の執行強化</p>	<p>② 相談対応の強化</p>	<p>③ 不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の拡充・強化</p>
<p>9月 価格交渉促進月間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不当なしわ寄せに関する下請相談窓口の設置 ・ オンライン相談会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アクションプランの策定と周知徹底 ・ 買いたたきに関する下請法上の考え方の明示・周知徹底 (Q & A 追加)
<p>10月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不当なしわ寄せに関する下請相談窓口のフリーダイヤル化 	<p>参考 (Q & A) : 最低賃金の引上げにより労務費等のコストが大幅に上昇した下請事業者から単価の引上げを求められたにもかかわらず、親事業者が一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注することは、買いたたきに該当するおそれがある (下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準第4の5(2)ウ)。</p>
<p>11月 下請取引適正化推進月間</p>	<p>電話番号 0120-060-110 【受付時間】10:00-17:00 (土日祝日・年末年始を除く。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者団体等との連携拡大を通じた全国津々浦々への周知徹底 ・ 下請法に関する新しい動画の公開
<p>12月以降</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下請法違反被疑事実等に係る情報収集の取組強化 <ul style="list-style-type: none"> ① 下請事業者に対する定期調査 <ul style="list-style-type: none"> - 「買いたたき」の指導実績が多い業種やコロナ禍において特に影響が出ているとされる業種向けの調査拡大 - 最低賃金の引上げを含む労務費や原材料価格の上昇の影響に関する質問追加 等 ② 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査やその他の優越的地位の濫用規制及び下請法に関する実態調査 <ul style="list-style-type: none"> - 最低賃金の引上げ等に伴う影響や取引先との価格交渉の状況に関する質問追加 等 	

- 公正取引委員会は、本年9月の「価格交渉促進月間」における中小企業庁をはじめとした関係省庁による取組の成果や情報収集の成果も踏まえつつ、**下請法違反行為等に対して厳正に対処**していく。
- 本対応強化の成果を踏まえつつ、**更なる取組を検討・実施**していく。

不当なしわ寄せに関する下請相談窓口

公正取引委員会では、取引先から最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せを受けるおそれのある中小事業者等の皆様から、下請法に関する相談を受け付けております。

フリーダイヤル

0120-060-110

【受付時間】 10:00～17:00
(土日祝日・年末年始を除く。)

※固定電話のほか、携帯電話からも御利用いただけます。

※公正取引委員会の本局又は地方事務所等の相談窓口につながります。